

学 位 論 文 題 名

公武新制の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、序章と第1部（第1章～第5章と付論）および第2部（第1章～第4章）より構成されており、400字詰原稿用紙831枚に相当する。その内容は以下の通りである。

【序章】 「新制」の研究史を概観し、本論文の課題を設定する。「新制」の中心は各種の禁制法であり、天変・災害や天皇・将軍の代替わりを機に、「徳政」を意図して発布されたとする。

【第1部 公家新制の研究】 公家新制（朝廷の新制）を時代順に詳細に分析する。

【第1章 平安中・後期の過差禁制】 平安時代中・後期における「過差禁制」の史料を網羅的に検出して分析する（「過差」とは奢侈・贅沢の意味）。過差は災厄・天災を生み、その禁制は「徳政」であるとみなされたこと、過差禁制は賀茂祭・相撲節会・五節の3つの行事に集中し、その年限りの時限立法的性格をもつ傾向があることを指摘する。

【第2章 平安時代中・後期の公家新制】 「新制」と認められる条件は「攘災のための徳政」を目的として施行されることにありとし、11世紀以前の過差禁制と荘園整理令に検討を加える。過差禁制は身分秩序の維持という目的とともに、内裏の火災や疫病の流行などの災異を「天意」とみなし、これに「徳政」をもって対処しようとしたものであると説くとともに、荘園整理令は長久元年（1040年）の例をはじめとして、内裏再建事業と結び付いており、内裏再建は「天意」に適う「徳政」として、天皇の代始めに推進されたと論じる。その見方に基づき、長保元年（999年）新制こそが画期的であり、それは12世紀末に至るまで、「新制」制定に際してその準拠とされたと説く。

【第3章 平安時代末・鎌倉時代初期の公家新制】 保元・治承・建久（12世紀後半）の公家新制を分析する。まず、それぞれの発布回数・日付について従来の説を修正し、条文の復原を行う。次に、荘園整理関係条文を分析し、立荘権限を「宣旨」（＝太政官）のみに限定したこと（即ち、国司による立荘の否定）にその意義があることを論じる。さらに、寺社領調査・神人悪僧取締り・海賊盗賊取締りなどの政策の発展を捉える。

【第4章 鎌倉時代の公家新制】 13世紀の公家新制を分析する。その前半期には荘園停止・神人僧侶武装取締り・治安維持などを幕府に委ねる傾向が強まる一方、新制の中心は朝廷官人の規律と取締りに移行し、「任官・叙位・訴訟」の3つを重視するようになったと指摘して、その新しい傾向は弘長3年（1263）新制41箇条で全面的に実現されたと説く。

それは訴訟の充実と公正化を図る政策に繋がり、以後の新制に継承されたと論じる。

【第5章 南北朝期朝廷における徳政と政道】 14世紀に公家新制が終焉に向かう様相を考察する。幕府による朝廷権力の吸収が進行する中で、朝廷の財政基盤として残されていた京都市中（「洛中」）に対する課役が「徳政」の対象に登場したこと、「徳政」と並んで「雑訴」（訴訟）の重要性が高く認識されるようになったこと、「徳政」は「制符」の形で、訴訟は「雑訴法」の形で、発布手続きも区別されるようになったことを指摘する。

【付論 平安・鎌倉初期の記録所】 平安時代後期～鎌倉時代初期の、延久（1069年）、天永（1111年）、保元（1156年）、文治（1187年）に設置された記録所の活動内容をそれぞれについて検証し、記録所が荘園整理令の実施機関から出発した後、訴訟機関も兼ね、さらに財政・流通政策にも関与するようになる過程を分析する。

【第2部 関東新制と鎌倉幕府訴訟機関】 鎌倉幕府の新制および諸機関を分析する。

【第1章 「関東新制」小考—弘長元年2月30日関東新制を中心として—】 鎌倉時代前・中期の分析である。鎌倉幕府もまた新制の発布を天災等に対処する「徳政」として意識していたことを確認した上で、まず、嘉禄新制（1225年）は同年に朝廷が発布した新制をそのまま施行したものであり、幕府独自のものではないとし、延応新制（1240年）が幕府の独自に発布した最初のものであるとする。さらに、建長新制（1253年）についても、幕府が独自に立案・発布したものとする解釈を提示する。次に、61ヶ条の充実した条文をもつ弘長新制（1261年）に分析を加え、まず、その条文配列の規準を明らかにし、全体の内容は、『御成敗式目』の原則を再確認し具体化したものと、公家新制の過差禁制等を幕府に具体化したものことから構成される、という見解を示し、これは幕府政治の基本方針を示したものであると解する。また、条文に傍書された年号や人名を分析し、過去の新制との関係を探るとともに、この新制の成立過程を考察し、政所・問注所・侍所および鎌倉地奉行等が分担して制定作業を進めたと推測する。

【第2章 弘安7年「新御式目」の歴史的位置】 弘安7年（1284年）「新御式目」と呼ばれる史料の分析である。これは鎌倉時代後期における幕府の権力構造や弘安年間政治改革の政策基調を分析するための最も有力な史料として重視されてきたが、大方の論者は、その38ヶ条全体が幕府の一人の要人（安達泰盛）の主導になる制定法、或いは、政策綱領であるとの見方に立って議論を進めてきた。それに対し、本章はこの史料を再検討することによって、従来の論争の出発点にそもそもの誤りがあることを明示し、今後の研究の基礎を固めようとする。まず、この史料は(A)前半部18ヶ条と(B)後半部20ヶ条の2つに分かれることを確認した上で、それぞれの構成や文章には独自の特徴があるとし、(A)も(B)も同一人の主導によって作成されたとする従来の見方は成り立たないとする。また、(A)と(B)に全く同じ内容の条文が存在すること、及び、(A)と(B)の両方の内容を取り込んだ追加法が後に発布されていることなどによって、この(A)と(B)とはそれぞれ別人の手になる文章であるとみるべきであり、即ち、(A)と(B)はともに幕政についての意見を求められた幕府

職員（評定衆・引付衆・奉行人等）がそれぞれに提出した政策提言とみなすことができるとの結論を得る。さらに、これらの提言を基にした「関東新制」が弘安7年6月12日に發布された、という事実を確定し、この提言と前後して發布された多数の追加法にも注目して、それらが最終的に「関東新制」としてまとめられたのであろうと推測する。最後に弘安年間の政治改革の捉え方に触れ、幕府の政策決定過程の実態について言及する。

【第3章 初期鎌倉幕府問注所について】 鎌倉幕府の一機関である問注所の活動について考察する。問注所は最初は訴訟を統轄する政所の下部機関であり、訴訟の口頭弁論の施設であったが、1210年代にその地位を高めて政所・侍所と並ぶ機関になり、幕府の3機関体制が成立したとし、その背景には訴訟機関が政所から「評定制」に替わる変化があると説く。次に、問注所の作成した「問注所勘状」を分析し、それは訴訟の判決の原案としての性格をもっていたこと、さらに、幕府の評定制が確立するに伴って問注所は勘状作成権を喪失し、1225年を最後に問注所勘状が見られなくなることを指摘する。

【第4章 鎌倉幕府評定制の成立過程】 鎌倉幕府の政務・訴訟機関である評定制の分析である。まず、評定制に関する基本史料である『関東評定衆伝』について、5種の写本に綿密な検討を加え、諸写本・刊本の系統を明らかにして最良の善本を確定するとともに、従来用いられてきた流布本には錯簡による誤りや後世の加筆等があることを示す。さらに『関東評定衆伝』が本来は4冊本であり（現存はその中の2冊）、代々の得宗を規準に分冊されたこと、その成立は南北朝期に下るであろうことを論じる。次に、「評定制」の成立を論じる。まず、評定衆の制度は1225年に創設されたとされているが、その根拠とされる『関東評定衆伝』や『吾妻鏡』の記事の吟味によって、この通説が成り立たないことを明らかにする。さらに、評定制は頼家・実朝将軍期に既に成立していたとする見解を提示し、その出発点を1199年（頼朝死去直後）のいわゆる「13人合議制」に求める。それはある一定のメンバーによる審議とその結論（「評議」）を踏まえ、将軍が裁断を下す制度であるとし、訴訟についても将軍への直訴は禁止され、評議メンバーが訴えを受理する権限を得たとする。また、このメンバー13人から、後に評定衆を輩出する家柄が生まれたことを指摘する。この後、評定制は北条政子の死去した1225年に次の転機を迎えたとし、これ以後、評定制は裁決機関に高まるとともに、執権は「理非決断の職」と呼ばれ、裁断権は執権に帰属することになったと論じる。

以上のごとく、本論文は平安時代から南北朝時代まで、「新制」の発生から消滅にいたる過程の全体を詳細に分析し、あわせて鎌倉幕府の主要機関の成立過程を明らかにした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 河 内 祥 輔
副 査 教 授 南 部 昇
副 査 教 授 津 田 芳 郎

学 位 論 文 題 名

公武新制の研究

【審査の方法および経過】

- 第1回（平成18年10月13日） 論文の構成と内容を確認し、審査方法を討議した。
第2回（平成18年11月14日） 論文内容について全体的に検討した。
第3回（平成18年11月20日） 論文内容についてさらに検討を加えた。
第4回（平成18年11月27日） 申請者に対する試問を行った。
第5回（平成18年12月4日） 論文の評価を確定し、報告書を作成した。

【本論文の課題と方法】

本論文は日本中世における「新制」と訴訟機関に関する研究である。本論文の対象とする「新制」とは、平安・鎌倉・南北朝時代に発布された法の一つの形式であり、朝廷は平安時代中期からこれを発布するようになるが（公家新制）、幕府もまた鎌倉時代中期から独自に発布するようになった（武家新制・関東新制）。この「新制」に朝廷・幕府の治政方針がいかに反映されているか、その分析が本論文の主たる課題である。あわせて「新制」の発布が現実の訴訟と密接に関係していたことに基づき、朝廷・幕府の訴訟機関を考察するとともに、特に幕府については、その政策決定機関の成立を解明することが本論文の第2の課題となっている。

日本の古代から中世にかけて、朝廷の長期にわたる支配が続くとともに、鎌倉幕府が登場して政治体制は変動した。本論文は、この朝廷の支配はいかなる政策的理念を伴っていたか、幕府の登場によってその理念はいかなる変化をみせたか、朝廷と幕府は政策的理念をどのように共有し、また、どのようにそれぞれの独自性を示したか、という視角から、古代・中世の政治構造の解明に迫ろうとしている。それはきわめて有効な方法であり、不可欠の課題であるということができよう。

また、鎌倉幕府については、その膨大な研究の蓄積にもかかわらず、なお基本的な諸問題が未解明のままに残されている。本論文は幕府を法と政治理念の側面から分析するのみ

ならず、幕府の組織・制度についても考察を加え、幕府の実態の解明を試みた。それは中世史研究の基礎を固める作業といえよう。

本論文は、以上の課題を、史料の丹念な蒐集と写本の調査に基づいて遂行した実証的な研究である。

【本論文の内容】

別紙「学位論文内容の要旨」を参照されたい。

【当該研究領域における本論文の研究成果】

本論文の成果の第1は、「新制」という一群の法制史料の性格を全体的に明らかにしたことである。公家新制については、平安時代末期～鎌倉時代に関する分析が、その原論文発表以前の研究水準を大きく超えることに成功しており、その発表以後、学界における新制研究の活発化を先導する役割を果たした。さらに大きな達成が武家新制について見られる。鎌倉幕府の弘長新制（1261年）や弘安新制（1284年）（「新御式目」）に関する分析は秀逸であり、特に後者の結論は今後、鎌倉時代後期政治史の基本的視点に再検討を迫るものとして重視されることになる。

成果の第2は、公家新制と武家新制の関係を実証的に明らかにしたことである。鎌倉幕府ははじめ公家新制をそのまま施行していたが、鎌倉時代中期から独自に新制の發布を始めるようになり、それとともに公家新制と武家新制の領分が分担されるようになる、という見解が説得的に示された。この傾向を南北朝期にも確認したことも含めて、中世における朝廷と幕府の関係を捉える重要な視点が提供されたことになる。

成果の第3は、新制發布の動機として「攘災のための徳政」という理念が強く意識されていた、ということを一貫して明らかにしたことである。この理念が朝廷のみならず、幕府にも共通するものであることを本論文は実証しており、中世の政治思想としてあらためて注視されるべきことが確認された。

成果の第4は、鎌倉幕府の「評定制」の成立過程を明らかにしたことである。鎌倉幕府の最高機関である「評定制」はきわめて独特の組織であり、鎌倉幕府の特質を象徴するものであるが、本論文によってその実像が具体的に解明されたことは、鎌倉幕府研究の礎石となる重要な成果である。それは既に原論文発表以後、これに依拠した多くの研究が蓄積されてきたことに証明されている。

【学位授与に関する委員会の所見】

本審査委員会は、本論文が以上のごとく高い学術的価値を有することを認め、全員一致で本論文は博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。